

条例公示第 16 号

地震災害に係る共済金給付額の算出に関する臨時措置条例を次のように公示する。

2025年6月27日

宗務総長 木 越 渉

参 務 古 賀 堅 志

参 務 長 峯 顕 教

参 務 佐々木 高

参 務 轡 田 普 善

参 務 山 田 孝 彦

地震災害に係る共済金給付額の算出に関する臨時措置条例

(目的)

第1条 この条例は、同朋相互扶助の精神に基づく新たな共済制度の構築に向け、当面の間、第2種共済制度を維持・運用するため、地震災害に係る給付額の算出について臨時措置を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において地震災害というときは、地震、噴火又はこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没及び流出による災害をいう。

(復興共済金の給付額の算出)

第3条 基礎加入及び任意加入による地震災害に係る復興共済金は、共済条例（1987年条例公示第5号。以下同じ。）第17条の規定にかかわらず、別表により給付額を算出する。

附 則

1 この条例は、2026年1月1日から施行する。

- 2 別表の1点の金額は、共済条例第17条の2の規定により定められた金額（2008年7月1日実施）を適用する。
- 3 この条例施行の際、基礎加入による復興共済金の給付額の算出は、この条例によるものとし、現に加入している任意加入による復興共済金の給付額の算出は、共済条例第17条による。
- 4 この条例施行前に発生した地震災害に基づく復興共済金の給付額の算出は、共済条例第17条による。

別表

被害の程度	建物別点数		
	基礎加入分		任意加入分
	本堂	庫裡	
全壊	700	300	500
大半壊	500	215	350
小半壊	295	125	200
一部損壊	85	35	75

附規 被害の程度は、一般社団法人「日本損害保険協会」の定める地震保険損害認定基準を準用する。